

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらゆり会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 常勤理事に対しては、定款第22条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 非常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、定款第22条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間520万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬は、無報酬とする。
- 3 法人の理事の報酬月額は、別表「理事報酬」に定めるとおりとする。
- 4 各々の理事の報酬月額は、別表「理事報酬」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員が理事会、評議員会、監事會またはその他の会議に出席等するときは、その費用を弁償することができる。

2 各種会議出席等の費用弁償額は、次のとおりとする。

- (1) 監事會
ア 日 当 10,000円
イ 交通費 500円
- (2) 前号以外の会議
ア 日 当 5,000円
イ 交通費 500円
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、出張旅費支給規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、同日直前の金融機関の営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

- 1. この規程は、平成29年6月23日（定時評議員会の議決日）から施行する。
- 2. 平成5年6月1日施行の役員・評議員諸手当規程は、平成29年6月22日廃止する。
- 3. この規程は、令和元年11月29日から改正施行する。
- 4. この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 5. この規程は、令和4年6月24日から改正施行する。

別表 理事の報酬

- (1) 常勤理事 月額 400,000円
- (2) 非常勤理事 月額 30,000円